

岩手県告示第33号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第5条第1項の規定により、指定管理者の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成31年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

公の施設の名称	指定管理者の名称		変更年月日
	変更前	変更後	
平庭高原体験学習館	葛巻高原食品加工株式会社	株式会社岩手くずまきワイン	平成29年7月28日